

社会福祉法人親和会 役員等の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和会(以下「法人」という。)の定款第5条及び第6条第2項並びに第15条に規定する評議員及び評議員選任・解任委員並びに理事及び監事が法人の用務のため理事会等に出席するときの費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 前条に定める額は、次の通りとする。ただし施設長で理事の職にあるものについては、費用弁償は支給しない。

1回の出席につき、日当 3,000円を支給するものとし、理事会・評議員会を同日に開催する場合においては、1回分のみを支給する。

なお、宿泊を要する場合においては、職員旅費規程の施設長区分を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和63年12月13日から施行する。
2. この規程を一部改正し、平成11年4月1日から施行する。
3. この規程を一部改正し、平成13年3月1日から施行する。
4. この規程を一部改正し、平成16年11月1日から施行する。
5. この規程を一部改正し、平成19年3月1日から施行する。
6. この規程を一部改正し、平成26年5月19日から施行する。
7. この規程を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。
8. この規程を一部改正し、平成29年12月1日から施行する。
9. この規程を一部改正し、令和4年3月24日から施行する。